

令和6年氷川町農業委員会第9回総会議事録

1. 開催日時：令和6年9月11日（水） 午後1時30分開会

2. 開催場所：氷川町役場 文化センター講堂

3. 出席委員：14名

1番 欠	2番 松本 莊一	3番 小田 敏勝
4番 前田 英一	5番 木野 武盛	6番 滝本 博文
7番 中田 珠樹	8番 橋本 淳一	9番 井副 陽子
10番 本山 満	11番 橋本 竜一	12番 宮本 和明
13番 伊藤 秀子	14番 永田 裕二	

4. 出席農地利用最適化推進委員：13名

1番 有田 達也	2番 片山 一哉	3番 立川 清一郎
4番 田中 幸喜	5番 鉄島 敬一	6番 中川 正人
7番 本田 進	8番 本田 信義	9番 前田 洋志
10番 増住 公成	11番 松田 継司	12番 欠
13番 宮本 一夫		

5. 議事日程

日程1. 開会

日程2. 会長挨拶

日程3. 議事録署名委員の指名について

日程4. 報告事項

(1) 農地法第18条第6項の規定による賃貸借契約の合意解約について

(2) 農地の許可不要転用届について（一時転用）

日程5. 議案審議

議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第36号 氷川町農用地利用集積計画（所有権移転）について

議案第37号 氷川町農用地利用集積計画（利用権設定）について

日程6. その他

日程7. 閉会

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 坂梨 俊弘

事務局長補佐 河野 秀和

係長 續 貴志

会計年度任用職員 尾下 眞奈美

主事 上田 菜月

7. 会議の概要

坂梨事務局長 本日の出席委員は過半数に達していますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により総会は成立いたしました。ただ今より令和6年氷川町農業委員会第9回総会を開催します。

それでは、氷川町農業委員会総会会議規則の第4条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は永田会長にお願いしたいと思います。

はじめに永田会長よりご挨拶をお願いします。

永田会長 <挨拶>

永田議長 それでは、氷川町農業委員会総会会議規則第10条第2項に規定する議事録署名委員について、3番、小田委員、4番、前田委員を指名いたします。

次に報告事項についてです。今回報告(2)が追加となっております。まずはじめに、報告(1)について事務局より説明願います。

尾下職員 報告(1)の説明をいたします。1ページをご覧ください。1番2番ともに所有権移転にともなう合意解約となります。以上で説明を終わります。

永田議長 ただいま事務局より説明がありましたが、何か質問はありませんか。

(質問なし)

永田議長 何もないようですので、つぎに報告(2)について事務局より説明願います。

續係長 ○○地区の用水路の改修のため農地を一時的に仮設道路および資材置場として使用することです。届出人が地方公共団体ですので、許可不要の届出となっております。

永田議長 ただいま事務局より説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

(質問なし)

永田議長 何もないようですので、質問事項についてはこれで終わります。

つぎに議案審議です。議案第34号、農地法第3条の規定による許可申請について上程します。案件は1件です。事務局より説明願います。

續係長 資料の3ページをご覧ください。申請人の住所、氏名、物件等はお手元の資料にてご確認ください。売買による所有権移転の申請となります。譲受人のほうからここで野菜を作りたいということで譲渡人に相談したところ合意され申請されま

した。譲受人は〇〇地区で農業をされており、農地を取得する要件は満たしておられます。取得後は露地野菜を耕作される予定とのことです。以上で説明を終わります。

永田議長 　　ただいま事務局より説明がありましたが、現地確認も済んでおりますので宮本推進委員より報告をお願いします。

宮本推進委員 　　9月5日午前10時より申請や代理人立会のもと現地を確認しました。申請地および譲受人は許可要件を満たしていると思われまますので、審議方よろしくをお願いします。以上で報告を終わります。

永田議長 　　ただいま現地確認報告がありましたが、何かご意見はありますか。

（異議なし）

永田議長 　　異議もないようですので、議案第34号、番号1について採決します。許可することに賛成の方は挙手願います。

（全員賛成）

永田議長 　　全員賛成です。よって、本案は原案のとおり決定します。

つぎに、議案第35号、農地法第5条の規定による許可申請について上程します。案件は1件です。事務局より説明願います。

續係長 　　資料の3ページをご覧ください。申請人の住所、氏名、物件等はお手元の資料にてご確認ください。申請地は〇〇地区内にある農地です。この農地は10ha以上連続する農地のひとつとなりますので、第1種農地となります。申請理由は、事業拡大に伴い、現在所有している自宅敷地内の駐車場だけでは不足するため、新たな駐車場所としてこの場所を申請されました。譲受人が希望される土地が農地以外になく、やむを得ず農地を選択された次第です。事業計画につきましては、給水、生活雑排水は駐車場ですのでございません。雨水は自然浸透および水路に流されます。この農地は第1種農地に区分されますが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当するもので許可できる案件です。以上で説明を終わります。

永田議長 　　ただいま事務局より説明がありましたが、現地確認も済んでおりますので報告を前田推進委員よりお願いします。

前田推進委員 　　9月5日午前11時より申請者立会のもと現地を確認しました。申請地の事業計画、排水計画を確認しましたが許可要件は満たしていると思われまますので、審議方よろしくをお願いいたします。以上で報告を終わります。

- 永田議長 　　ただいま現地確認報告がありました。何かご意見はありませんか。
- 本山委員
續係長 　　隣接する耕作者には話はしてあるのでしょうか。
　　今回、転用するにあたって一枚だった農地を分筆されています。隣接する農地の耕作者が今回の転用申請者となっておられるため同意のうえ転用申請をされています。
- 永田議長 　　他にはありませんか。
　　(異議なし)
- 永田議長 　　異議もないようですので、議案第 35 号、番号 1 について採決します。許可することに賛成の方は挙手願います。
　　(全員挙手)
- 永田議長 　　全員賛成です。よって本案は原案のとおり決定します。
　　つぎに、議案第 36 号、氷川町農用地利用集積計画(所有権移転)について上程します。事務局より説明願います。
- 續係長 　　<あっせん売買の制度内容の説明>
　　資料は 4 ページです。今月の契約は 5 件になります。1、2 番は公社からの売り渡し、3 番から 5 番が公社が買入れる案件です。譲受人、譲渡人、農地の所在、10 a あたりの単価は資料にてご確認をお願いします。各農地の場所は前のスクリーンにてご確認ください。以上で説明を終わります。
- 永田議長 　　ただいま事務局より説明がありましたが、何かご意見はありませんか。
　　(異議なし)
- 永田議長 　　異議もないようですので、議案第 36 号について採決します。決定することに賛成の方は挙手願います。
　　(全員挙手)
- 永田議長 　　全員賛成です。よって本案は原案のとおり決定します。
　　次に、議案第 37 号、氷川町農用地利用集積計画(利用権設定)について上程します。事務局より説明願います。
- 尾下職員 　　議案第 37 号についてご説明します。資料の 5 ページ、6 ページをご覧ください。資料 5 ページは相対での契約となっております。相対契約は農地バンクを利用しない契約です。6 ページは農地バンクを利用した契約です。貸人、借人、農地の所在については資料をご確認ください。今回新規の利用権設定は 6 筆で 8,825 m²です。以上で説明を終わります。
- 永田議長 　　ただいま事務局より説明がありましたが、何かご意見はありませんか。
　　(異議なし)
- 續係長 　　異議もないようですので、議案第 37 号について採決します。

決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員賛成)

永田議長

全員賛成です。よって本案は原案のとおり決定します。

以上で本日の議案審議の内容は終了です。

委員の皆さまから質問等はありませんか。

(質問なし)

永田議長

それでは、その他連絡事項について事務局より説明をお願いします。

坂梨事務局長

—〈連絡事項について説明〉—

坂梨事務局長

——〈事務連絡等について説明〉——

井副副会長

それでは、閉会を行います。

以上で、本日の総会日程は、全部終了いたしました。これをもちまして総会を閉会します。

(午後 3 時 10 分閉会)

上記の通り相違ないことを証するため、署名・捺印する。

議長

印

委員

印

委員

印